

[別紙4]

令和5年度法務省委託人権啓発動画「『誰か』のこと　じやない。」を使用した広報に関する留意事項

1 YouTube（インストリーム広告）

- (1) 「YouTube TrueView」による動画広報とする。
- (2) 動画視聴完了数は下記の回数以上を満たすものとする。なお、各映像（全9種）、同数程度の視聴完了数であることが望ましい。  
6万回

2 映像

下記ウェブページに掲載されている動画（全9種）を使用すること。

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00233.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00233.html)

3 広報時期

以下を想定。

令和5年11月27日（月）～12月10日（日）

※ 令和5年12月4日（月）～10日（日）の人権週間を中心に展開すること。